

該当しない。

第4 被告らの主張 本件施設につき使用料を徴収しないことが違法ではないこと
前記第3のとおり、本件施設の設置許可は、憲法の政教分離原則に反するものではない。

そして、前記第3の5のとおり、本件施設の設置許可に当たり、那覇市公園条例（乙26）11条の2の第4号、那覇市公園条例施行規則（乙27）15条1項2号に基づき、使用料を全額減免とした。

上記のとおり、本件設置許可に当たって使用料を全額減免としたことは、憲法に違反するものではなく、関係法令に基づいて適正になされているものであって、本件施設につき使用料を徴収しないことは何ら違法ではない。

第5 被告らの主張 本件設置許可は都市公園法に照らして適正であること
本件設置許可について、都市公園法違反は存しない。
その詳細は、被告準備書面2の第1に主張したとおりである。
また、参加人準備書面2の主張を援用する。

第6 以上のとおり、那覇市長が参加人に対して本件施設につき本件設置許可をするとともにその使用料を免除したことは、憲法が禁止する宗教団体に対する特権、便益の付与、ないし宗教に対する圧迫等には当たらず、何ら憲法に違反するものではなく、また、都市公園法にも違反しない。

したがって、本件設置許可が違法であることを根拠とする原告の各請求はいずれも理由がない。

以上